

○愛知大学科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱規程

（趣旨）

第1条 愛知大学及び愛知大学短期大学部（以下「本学」という。）における科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）並びにこれらの法令に基づき、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が定める補助金の取扱いに関する規定及び使用ルール等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「直接経費」とは、補助金による研究の遂行に直接的に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- （2）「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、補助金による研究の遂行に伴い本学が管理等のため間接的に必要な経費をいう。
- （3）「研究代表者等」とは、本学教職員等で補助金の交付を受ける研究代表者及び研究分担者をいう。
- （4）「本学教職員等」とは、本学専任教育職員（特別任用教員を含む）、事務職員及び本学が認めた者をいう。

（補助金に係る諸手続）

第3条 本学は、研究代表者等に代わり、文部科学省又は日本学術振興会と補助金に関する諸手続を行うものとする。

（直接経費の管理の委任）

第4条 研究代表者等は、交付される補助金の受領及び管理を学長に委任するものとする。

2 学長は、文部科学省及び日本学術振興会の定めに従い、直接経費と間接経費に区分して管理するものとする。

（直接経費の取扱い）

第5条 本学は、直接経費を預り金として取扱い、管理する。

- 2 本学は、研究代表者等に代わり補助金の経理事務を行い、収支簿等の関係書類を管理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管する。
- 3 直接経費の使用に関する取扱いは、別に定める。
- 4 補助金の交付を受けた研究代表者等が、他の研究機関に所属することとなった場合であって、直接経費に残額があるときは、当該研究代表者等が新たに所属することとなった研究機関に当該残額を送金するものとする。

（間接経費の取扱い）

第6条 間接経費を含む補助金の交付を受けた研究代表者等は、当該間接経費を本学に譲渡する。

2 間接経費は、補助金の交付を受けた研究代表者等の所属学部（学科）・研究科（専攻）の申請に基づき、次の各号に係わる経費として当該研究課題の間接経費の50%を限度に配分する。

- （1）研究代表者等の所属学部（学科）・研究科（専攻）の研究開発環境改善
- （2）研究代表者等が所属する研究所等の研究開発環境改善
- （3）研究代表者等自身の研究開発環境改善

3 前項の間接経費の配分については、研究委員会及び常務理事会の議を経て、学長が決定する。

- 4 第1項の研究代表者等が他の研究機関に所属することとなった場合には、当該研究代表者等に係る直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を研究代表者等に返還する。ただし、当該研究代表者等が新たに所属することとなった研究機関が、間接経費を受け入れないこととしている場合は、文部科学大臣又は日本学術振興会理事長に返還する。

(設備等の寄付)

第7条 研究代表者等は、直接経費により設備備品、用品又は図書(以下「設備等」という。)を取得した場合は、購入後直ちに本学に寄付しなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合、研究代表者等が寄付の延期について文部科学大臣又は日本学術振興会理事長の承認を得たものにあつては、承認された時期まで寄付を延期できるものとする。

- 2 設備等の寄付を行った研究代表者等が、補助事業遂行期間中に他の機関に所属することとなった場合は、その求めに応じて、これを当該研究代表者等に返還するものとする。

(補助金交付前の研究実施)

第8条 研究代表者等は、前年度から継続する研究課題については、その翌年度の4月1日から、また、新たに採択された研究課題については内定通知を受領したときから、研究を開始し必要な契約等を行うことができる。

- 2 補助金交付前に経費が必要な場合、研究代表者等は事前に本学に申請し承認を得なければならない。

- 3 本学が必要な経費を立て替えた場合、研究代表者等は補助金受領後、速やかに当該経費を精算しなければならない。

(内部監査)

第9条 文部科学省及び日本学術振興会が定める使用ルール(補助条件)に従い、補助金の管理及び事務の取扱いについて年1回内部監査を実施するものとする。

- 2 前項に定める内部監査は、内部監査室が行う。ただし、必要に応じて学外の監査機関に委託することができる。

(事務の所管)

第10条 この規程による補助金に関する事務は、研究支援課又は総務課が所管する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究委員会、研究政策・企画会議、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。